

## 出頭拒絶及び記録の提出の拒絶に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

### 記

#### 1 告発人及び被告発人

##### (1) 告発人

千代田区議会議長 小林たかや

##### (2) 被告発人

石川××

#### 2 告発の事実

##### (1) 告発事実の要旨

被告発人は、総合設計制度及び地区計画制度に係る事項について調査するため、地方自治法第100条第1項に基づく調査権を付与された千代田区議会企画総務委員会から令和2年9月18日に証人として出頭して証言するよう請求を受けながら、同日、同区議会第1委員会室に正当な理由なく出頭せず、出頭を拒絶した。

また、出頭を拒絶していることから記録の提出を求めたが、同様に正当な理由を示すことなく記録の提出を拒絶した。

##### (2) 告発に至った経緯

本区議会は、令和2年3月11日に開催された第1回区議会定例会の最終日において、地方自治法第100条第1項の規定に基づく調査権を企画総務委員会に委任し、総合設計制度及び地区計画制度に係る事項について調査するため、「総合設計制度等に関する決議」を議決した。

本100条調査権が企画総務委員会に付与されることとなったきっかけは、本年3月6日、一部報道機関により、被告発人が家族と共有名義で所有している三番町のマンションの1室が、一般に広く販売されることのない「事業協力者住戸」であったことに加えて、当該マンションが区の総合設計制度を利用し、容積率が緩和され、結果的に高さが10m上乘せされ60mで建設されたもので、

その特定行政庁は千代田区長であったことが報道されたことである。

本区議会では、この報道を受け、同年3月9日開催の第1回区議会定例会予算特別委員会総括質疑の場で、千代田区長石川雅己氏自らの求めに応じ、当該マンションの購入の経緯について説明を受けるとともに、事実確認の質疑を行った。

しかしながら、予算特別委員会の質疑によって、当該マンションの「事業協力者住戸」が被告発人とその家族に提供された背景に、区のまちづくり行政に関わる様々な場面で、開発事業者及び販売事業者に対して事務執行上の便宜が図られた疑惑が拭いきれず、その事実を明らかにするためには、地方自治法100条に基づく調査が不可欠であると判断したからである。

その後、企画総務委員会(以下、「同委員会」という。)が、100条調査権に基づき、関係機関から提出された資料内容について調査し、千代田区長石川雅己氏及び石川区長次男石川××氏の証人喚問を行った。

関係機関からの提出資料並びに石川区長及び石川区長次男石川××氏の証言を通じ、当該マンションの共有名義人である石川区長夫人石川××氏が当該物件の購入に大きく関わっていることが明らかになった。

そのため、当該マンションの一室を事業協力者住戸として購入したことについて、石川区長夫人石川××氏を証人喚問し、証言を得ることが不可欠であると判断し、9月18日に千代田区九段南1丁目2番1号所在の千代田区議会第1委員会室への出頭を求めたところ正当な理由なく出頭を拒絶し、その後の証人出頭要請についても、文書の受け取りを拒絶している。

また、証人出頭要請を拒絶していることから、36項目に及ぶ照会事項を記載し、回答を求めてきたが、同照会文についても受け取りを拒絶し、記録の提出を拒んでいる。

正当な理由のない証人出頭拒絶及び資料提出の拒絶は地方自治法第100条第3項に規定する「正当の理由がないのに、議会に出席せず若しくは記録を提出しないとき」に該当すると認められるため、同条第9項に基づき、所管検察庁及び所管警察署あて告発するものである。

(説明)

地方自治法第100条第1項の権限を委任された企画総務委員会における総

合設計制度及び地区計画制度に係る事項の調査のため実施した証人喚問において、被告発人が正当な理由なく出席を拒絶し記録の提出を拒んだため、同条第9項に基づき、東京地方検察庁及び警視庁に告発する必要があります。